

平成 26 年第 6 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第6回教育委員会会議

1 日 時 平成26年3月20日（木） 13時30分～14時05分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中 善 夫
委員	臼 井 博
委員	池 田 光 司
委員	阿 部 夕 子
委員	町 田 隆 敏
教育次長	西 村 喜 憲
生涯学習部長	梅 津 康 弘
学校施設担当部長	渡 邊 寛 也
計画課長	佐 藤 敬 宏
計画係員	高 橋 健 吾
学校教育部長	金 山 正 彦
学事係長	村 田 行 信
幼児教育センター担当課長	松 田 昌 樹
幼児教育担当係長	山 下 幸 子
総務課長	杉 村 亮
庶務係長	井 上 達 雄
書 記	市 川 渉

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の任命について

議案第3号 課長職以上の人事異動について

【開 会】

○山中委員長 それでは、ただいまから、平成26年第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議につきまして、会議録の署名は、池田光司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

それから、池田官司委員から、所用により、本日の会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第2号につきましては、附属機関の委員の人事に関する事、議案第3号につきましては、職員の人事に関する事項のため、それぞれ、教育委員会会議規則第14条第3号及び第2号の規定により、公開しないこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号及び第3号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

○山中委員長 それでは、議案第 1 号につきまして、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 1 号について説明いたします。

はじめに、提案の理由ですが、平成26年度から、札幌市が設置する幼稚園において、預かり保育を実施することに伴い、「札幌市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例案」についての意見を、1月24日開催の教育委員会会議で決定いただき、現在開会中の平成26年第1回定例市議会に提出しております。

提出しております条例案の内容は、預かり保育の実施に当たり、日額700円、長期休業期間にあつては1,200円の預かり保育料を徴収すること、預かり保育料を滞納している者には預かり保育を受けさせないことができるというものです。

条例の改正に伴いまして、同条例施行規則及び札幌市立幼稚園園則の一部を改正する必要があることから、このたび議案として提出するものです。

それでは、具体的な改正内容を説明いたします。

預かり保育料につきましては、長期休業期間にあつては、日額1,200円を徴収することとしていますが、この長期休業期間は、条例の規定により、教育委員会が定めることとしております。このため、施行規則に長期休業期間を規定するものです。

具体的な規定内容につきましては、議案の二つ目のインデックス、施行規則新旧対照表の第11条をご覧ください。長期休業期間について書かれております。

また、預かり保育料の納入期限を定める必要があることから、第12条に、利用した日の属する月の翌月末日と定めるものです。

次に、園則の改正内容ですが、園則新旧対照表の第16条をご覧ください。

預かり保育の実施に当たり、対象者を当該幼稚園に在籍している幼児といたします。

また、各幼稚園における預かり保育の定員につきましては、次のページの裏面の別表2にありますように、各園25人といたします。

また、第17条に、実施時間を教育課程に係る保育時間を除いた午前8時から午後6時までとすることとしております。

次に、第18条で休業日を定めるとともに、第19条で、手続方法について具体的に定めております。

また、規則及び園則の全般に渡り、必要な字句整理を行うこととしておりま

す。

最後に、この規則及び園則の施行期日は、一部改正条例の施行期日が平成26年4月1日であることから、これに合わせて同日といたします。

なお、この改正は、改正条例案が可決された場合に行うものであることを申し添えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。

○池田（光）委員 今回改正するに当たって、一番困ったのはこういったところでしょか。

○学校教育部長 問題というか、市立の幼稚園で預かり保育を行うため、新たに規則改正が必要になるということです。

○山中委員長 条例の細則などを定めるということですね。

○学校教育部長 はい。今、条例が審議されていますけれども、それに基づいて、細かい規則、細則を定めるということです。

○山中委員長 基本的に、条例で特に問題になっているところはありませんか。

○町田委員 それは聞いておりません。予算特別委員会でも、この条例がかかっておりますが、特に問題とされた部分はありません。

○臼井委員 預かり保育の定員ですけれども、各園で共通して25名ということになっています。それぞれの市立幼稚園の園児の定員からすると、25名というのはかなり多い感じかもしれませんが、このあたりは、事前に親に希望をとっての見込み数や何かに基づくものなのですか。

○幼児教育センター担当課長 25名という設定に当たっては、各園の定員が現在90名ありまして、1クラスが、3歳児が20名、4、5歳児が35名という状況です。預かりに関しては、1クラス程度ということで考えて、平均すると30名になりますが、実際には支援が必要なお子さんをたくさん受け入れていること、それから、異年齢、3歳から5歳の子どもたちが集まっているということにお

いて、25名と一旦置いています。

ただ、緊急利用の場合につきましては、これを超えることもあると考えておりますので、最大36名という人数を定めております。

○**阿部委員** 25という定員を決めたときに、これ以上の申し出があったとき、働きたいお母さんが増えているなかで、定員を超えた場合の対応というのはできるのでしょうか。

○**幼児教育センター担当課長** まず、この25名の中で、就労の枠としては16名と考えています。

ただ、この16名は延べなので、短時間で働いている方が週3回利用する方とか、2回利用する方もいますので、実数としてもより多くの方々が利用できるように考えていきたいと思います。

定員をこれ以上超えるような状況になった場合については、再度検討は必要だろうと考えています。

○**山中委員長** 規定上は、預かり保育の手続の19条の第3項に、定員を超過した場合、園長が、教育長の定める方法により選考を行うものとなっています。つまり、ある程度弾力的な運用が可能なようにしていくということになるので、この規定を使うのです。

○**学事係長** その人数は、もともと今言った25人の中で就労枠を16人掲げていますけれども、残りの9人に関しては、事前予約という形で、就労していないけれども、都合によって、PTAの会議ですとか、そういった場合に対応できるように9人枠を考えておりまして、それも含めて、25人を超えたときには、この日に使える方はこの方々ですという決定をしますが、そのほかに、当日、緊急で入ったりというときには、緊急枠は園長の判断で受け入れできるように規定しておりますので、運用の中で動かしていくことを考えています。

○**山中委員長** ほかに意見等はありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**山中委員長** それでは、原案どおり決定することにさせていただきます。

議案第2号からは、公開しない議案になりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

以下 非公開